

【事案Ⅲ－5】自然災害共済金請求

・平成27年10月2日 裁定終了

<事案の概要>

平成27年2月の降雪により、家財を収納している車庫の電動シャッターの表面に雪が付着した。その状態でシャッターを巻き上げたところ毀損したため、火災共済の風水害等共済金を請求したが、自然災害による損害とは認められず共済金が支払われないことを不服として申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、火災共済契約に規定する損害共済金および費用共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 約款・事業規約には、風水害等共済金は「共済の目的である家財を収容する建物につき」支払われるとあり、「共済の目的である家財」とは、「共済契約者が居住する日本国内の建物内に収容されている家財」と定義されている。車庫には、日常生活で使用する消耗品や家財等が収容されており、「居住する建物」に該当する。地方税法上の固定資産税等の解釈によれば、「居住の用に供される建物」であって、住宅用物置・住宅用車庫も包含されると解されている。
- (2) 約款・事業規約では、風水害等共済金が支払われる場合として、「共済の目的である家財を収容する建物につき、共済期間中に風水害等により損害が生じ」た場合があげられている。電動シャッターに着雪するのは通常であり、そのような状況も踏まえて設計されている。車庫のシャッターは通常の使用方法による取扱をしており、申立人の故意や過失はないため、風水害等による損害である。
- (3) 被申立人側の解釈は一方的であり、消費者契約法10条がいうところの、消費者の権利を制限するものであって、信義則に違反する。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 本件共済の目的となる建物は「人が居住する建物」であり、一定条件で共済の目的となりうる車庫も、共済の目的である建物に付属する車庫として扱われており、車庫が「人の居住する建物」として扱われるものではない。申立人は、その居宅とは別棟である本件車庫に日常生活用の消耗品や家財道具が収容されていることを理由にして、本件車庫も「共済の目的である家財を収容する建物」に該当すると主張

するが、家財等が収容されているからといって、車庫が「人の居住する建物」になるわけではない。

- (2) 共済金の支払対象となる降雪による場合とは、降雪による重みで雨樋が変形した場合とか、2階の屋根に積もった雪が落ちて1階の屋根が破損したような場合をいうが、本件の場合、降雪に伴う車庫のシャッターへの着雪自体によっては何ら損害は発生しておらず、本件損害は、表面に雪が付着したままシャッターを巻き上げた申立人の行為によって生じたものであるから、降雪による損害とはいえない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 車庫が「人が居住する建物」に該当するかということであり、もし該当するとするならば、次いで本件車庫の電動シャッターに生じた損害は降雪による損害に該当するか否かについて検討することになる。
- (2) 申立人は、本件共済においては上記「居住」の定義が示されておらず、この点を社会通念に照らして解するならば、「自然人が日常生活を営むために要する空間」が居住の要件になり、広義では住宅用の物置や倉庫もこの範疇に含まれると主張する。しかし、社会通念上、そして保険あるいは共済の通念上、このような拡大解釈が妥当かは疑問である。こころみに、「人が居住する建物」の意義をめぐって争われた別の風水害等共済給付金請求事件をみるならば、共済の内規において、「人が居住する建物」における「居住」につき、「ある程度の継続性や頻度をもって寝泊りし、食器や家具等を取り揃えて日常生活を営んでおり、かつ原則として生活の中心の場として使用することをいう」と記されていることが認定されており、判決はこの定義を受け入れて判断を進めている(東京地裁平成24年3月28日判決自保ジャーナル1881号182頁)。当審議会も、共済の世界ではこのような解釈で広く事案の処理がなされてきているのであって、その処理自体に特に不合理な点は認められないものと考ええる。本件車庫に日常生活用の消耗品や家財道具が収容されている場合、それは車庫が物置の代用としても使用されているのであって、そのことにより、別棟の車庫が「人の居住する建物」になると解することには論理の飛躍があると解する。
- (3) 本件シャッターの破損による損害の発生が、降雪によるものか、申立人の行為によるものかという論点であるが、被申立人は、本件の場合、降雪自体による損害の発生はないとしている。本件の損害発生に寄与した原因のうち、最も効果的かつ有力に作用を及ぼした原因は降雪なのかそれとも申立人の行為なのかという問題をめぐり双方の見解が対立しているわけであるが、かりに申立人の主張が正しいとしても、上記のとおり、本件損害はそもそもが、本件共済による支払対象となるべき損害とは認められないので、当審議会は、これ以上の考察は必要ないものと解する。
- 以上の理由から、申立人の本件申立は理由がなく、その請求は認められない。